

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（一二件）

（衆）は提出時の先議院

件名	院議先	提出 月日	参議院			衆議院			備考
			付託 委員会	議決 委員会	議決 本会	付託 委員会	議決 委員会	議決 本会	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	（衆）	六、九二二 （第百七回 国会）	六、四二四	承 六、五二三 諾	承 六、五二五 諾	六、二二二 元	承 六、四二二 諾	承 六、四二四 諾	
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四、四	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四、四	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	
昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四、四	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	
昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四、四	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	
昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四、四	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	
昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	二、三二五	六、二二三 （予） 元	承 五、三 諾	承 五、五 諾	二、二 元	承 四、二 諾	承 四、四 諾	

件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	衆	六二、三二五	付委員託議決 承六二、五三三 議決 承六二、五二五 議決	付委員託議決 承六二、四二二 議決 承六二、四二四 議決	備考
昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	"	二二、三二五	(予)二二、三二五 承五、三三 議決 承五、二五 議決	二二、三二五 承四、二二 議決 承四、二四 議決	
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	"	六二、二二七	(予)六二、二二七	六二、二二七 議決 承六二、二二七 議決	
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	"	二二、二二七	(予)二二、二二七	二二、二二七 議決 承二二、二二七 議決	
昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	"	二二、二二七	(予)二二、二二七	二二、二二七 議決 承二二、二二七 議決	

決算その他(六件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	六〇、二、二四 (第百四回国会)	付委員託議決 承六二、七三三 議決 承六二、七三三 議決	付委員託議決 承六二、四二六 議決 承六二、四二四 議決	百四回国会 大蔵大臣報告 了 百五回国会 未了 百六回国会 未了 百七回国会 継続

昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二六 (第百四回国会)	七三	継 統 審 査	二、二五	議 決 議 決	四、四 議 決	百四回国会 百五回国会 未了
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二六 (第百四回国会)	七三	継 統 審 査	二、二五	議 決 議 決	四、四 議 決	百六回国会 百七回国会 継 統
昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二〇	六、二〇		六、二〇	継 統 審 査		
昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一三〇	一三〇		一三〇	継 統 審 査		
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	二二七	二二七	継 統 審 査	二二七	継 統 審 査		

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百七回国会提出)	昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百七回国会提出)	昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百七回国会提出)	昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)
---	---	--	--	--	---	--

用調書（その2）

昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら九件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その内容は、昭和五十九年度及び六十年年度中において使用または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、国民健康保険事業に対する国庫負担金、退職手当、児童保護措置費等の不足を補うために必要な経費、並びに災害復旧、総理の外国訪問、主要国首脳会議の開催準備、老人医療費等補助、豪雪に伴う道路事業等に必要な経費などであります。委員会におきましては、

これら九件を一括して審査いたしました。が、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より、昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同（その2）並びに昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）、以上三件については賛成、他の六件には反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係九件につきまして、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。